

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 山陰家庭学院

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山陰家庭学院（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常任理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、この法人の定款5条に規定する評議員をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款の規定に基づき報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用人としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1400万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額別表1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。ただし、各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

なお、同俸給表の適用については、1週当たり30時間以上の勤務を行う場合とする。

4 非常勤理事に対する報酬は、別表2「非常勤役員等の報酬」に規定する(1)及び(2)に定める額とする。

5 各々の監事に対する報酬は、別表2「非常勤役員等の報酬」及び(3)評議員の報酬を勘案して、評議員会において決めるものとする。

6 個々の評議員の報酬は、別表2「非常勤役員等の報酬」(3)に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給し、その計算方法は「給与規程」に準ずる。
- 3 非常勤役員及び評議員には、別表3に基づき交通費を支給することができる。
- 4 役員及び評議員には、出張に要する費用(宿泊費を含む)を支給することができることとし、その計算方法は、「給与規程」及び「有期職員就業規則」に準ずる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費は除く。)は毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- ・この規程は平成29年4月1日から施行する。
- ・この規程は平成29年6月8日から一部を改正し施行する。
(改正内容:「評議員等」の範囲に「苦情解決第三者委員」を追加)
- ・この規程は令和3年3月25日から一部を改正し施行する。
(改正内容:「評議員等」の範囲から「委員会委員及び苦情解決第三者委員」を削除)

別表 1 (常勤理事俸給表)

号	月 額
1	200,000円
2	250,000円
3	300,000円
4	350,000円
5	400,000円
6	450,000円
7	500,000円
8	550,000円

※但し、週当たりの勤務時間が30時間以上の場合に適用する。

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事長

	日 額
業務執行のための出勤	20,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議出席	10,000円
法人・施設業務のための出勤	10,000円

(3) 評議員

	日額
評議員会等会議出席	10,000円
法人・施設業務のための出勤	10,000円

(4) 監事

	日 額
監事監査出席	15,000円
理事会等会議出席	10,000円
法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表 3 (非常勤役員等交通費費用弁償表)

(1) 評議員、理事、監事

距 離	日 額
1 km ~ 5 km	1 6 0 円
5 km ~ 1 0 km	2 7 0 円
1 0 km ~ 1 4 km	3 8 0 円
1 4 km ~ 1 8 km	4 8 0 円
1 8 km ~ 2 2 km	5 9 0 円
2 2 km ~ 2 6 km	7 0 0 円
2 6 km ~ 3 0 km	8 1 0 円
3 0 km ~ 3 4 km	9 1 0 円
3 4 km ~ 3 8 km	1, 0 2 0 円
3 8 km以上	1, 1 3 0 円